

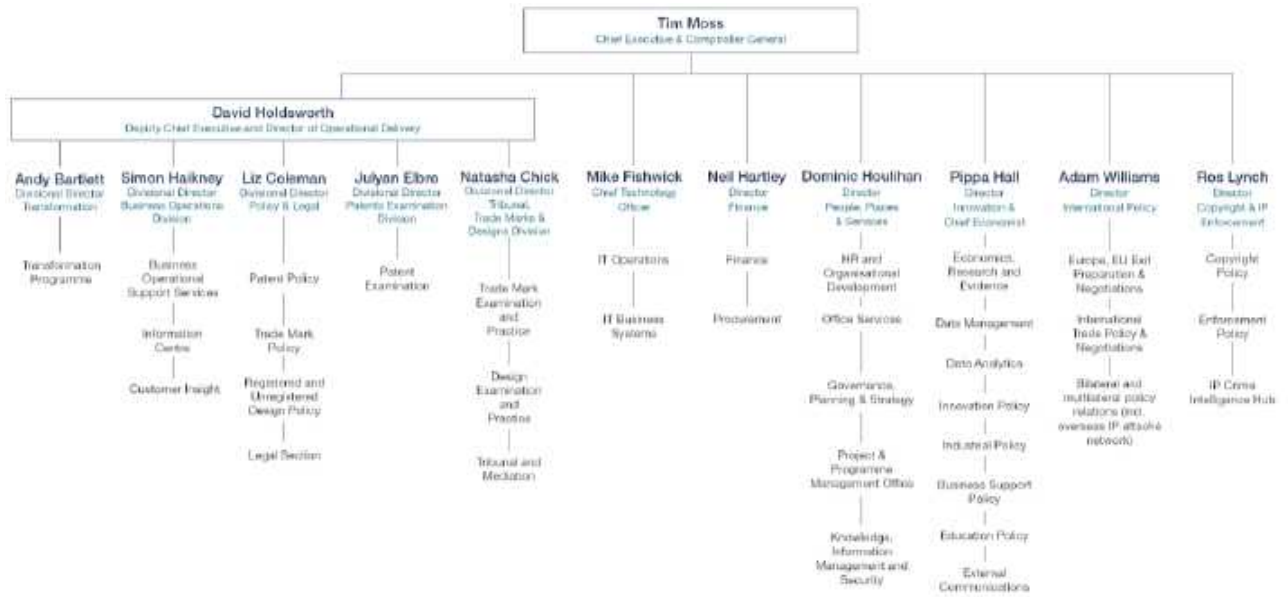
①国名	United Kingdom of Great Britain (and North Ireland) (GB) (グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)
②名称	Department for Business, Innovation and Skills / The Intellectual Property Office (UK-IPO, an executive agency)
③所在地	Concept House Cardiff Road Newport, South Wales NP10 8QQ, United Kingdom
④連絡先	(電話) (44 1633) 81 40 00 (FAX) (44 1633) 8177 77 (E-mail) information@ipo.gov.uk (internet) www.ipo.gov.uk
⑤組織の長	Chief Executive and Comptroller-General: Mr. Tim Moss
⑥沿革	<p><特許></p> <p>1624年 最初の特許規制法が制定された。</p> <p>1852年 最初の簡素化された特許取得の特許制度が制定された。また、特許庁が設立された。</p> <p>1883年 特許審査官による審査制度が導入された</p> <p>1902年 新規性の調査が導入された(50年前までの連合王国特許についてのみ)</p> <p>1977年 現行特許法(1988年、1993年改正:EU規則第1768/92によって医薬品及び家畜製品に対する補遺的保護証の導入)が制定され、自明性調査が導入され、異議申立制度が廃止された。</p> <p><商標></p> <p>1876年 登録商標規則(RTM)が制定された(同法は、1883年、1905年、1938年に改正されている)</p> <p>1984年 サービスマークを保護する制度が導入された。</p> <p>1994年 現行商標法は図形的に表示できるもの(色彩、音、形状等)を商標として登録できるようになった。</p> <p><意匠></p> <p>1787年 法制度は、当初、織物デザインのみを保護する制度であった。</p> <p>1876年 1787年法は1839年、1842年拡大適用され、特許庁の管理下に入った。</p> <p>2001年 1949年の現行登録意匠法は、欧州意匠指令(European Design Directive)を取込む改正が行われた。</p> <p>2002年 EUの未登録意匠権の保護制度の制度化に対応して、意匠は保護が拡大された。</p> <p><著作権></p> <p>1710年 世界最初の著作権法が制定された。</p> <p>1988年 1956年の現行法は、欧州指令を取込む改正が行われている。</p>
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権

①国名	United Kingdom of Great Britain (and North Ireland) (GB) (グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)						
⑩加盟条約	WIPO 1970/4/26	ベルヌ 1887/12/5	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 1892/7/15		
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1884/7/7	PLT 2006/3/22	レコード保護 1973/4/18	ローマ 1964/5/18		
	シンガポール 2012/6/21	TLT 1996/8/1	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14		
	ブダペスト 1980/12/29	ヘーグ			リスボン		
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト 2018/6/13			
	マドリッド(標章)	マドプロ 1995/12/1	PCT 1978/1/24	ロカルノ 2003/10/21	ニース 1963/4/15		
	ストラスプール 1975/10/7	ウィーン 2013/9/11	WTO 1995/1/1				
	⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
		特許	全数	22,072	20,941	19,250	20,649
			(内 外国出願)	8,771	8,076	7,189	8,659
(内 日本から)			586	637	560	535	
(内 PCTルート)			2,873	2,573	2,291	2,329	
意匠		全数	4,186	4,683	6,075	7,882	
		(内 外国出願)	682	1,156	2,394	3,517	
		(内 日本から)	10	32	102	164	
商標		全数	83,756	94,957	105,696	138,063	
		(内 外国出願)	20,598	28,123	36,914	46,090	
		(内 日本から)	514	661	1,134	1,641	
登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年		
特許		全数	6,311	5,982	5,948	9,772	
		(内 外国出願)	3,044	2,977	2,867	5,302	
		(内 日本から)	330	280	273	611	
		(内 PCTルート)	1,347	1,464	1,120	2,639	
意匠	全数	17,195	24,305	25,298	23,886		
	(内 外国出願)	2,369	3,311	4,508	5,875		
	(内 日本から)	21	48	96	219		
商標	全数	71,820	83,398	96,206	99,660		
	(内 外国出願)	19,366	25,653	37,418	37,213		
	(内 日本から)	463	641	1,142	1,447		
(出典): WIPO IP Statistics							

① 国名

United Kingdom of Great Britain (and North Ireland) (GB)
(グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)

⑫ 組 織



(出典): UKのHP

①国名	United Kingdom of Great Britain (and North Ireland) (UK) (グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2021年1月1日公布
	③地理的効力の範囲	英国国内及びマン島
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第7条(1)、(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。英国に非居住の出願人は、連合王国、他の欧州経済地域加盟国又はチャンネル諸島に送達宛先を定めなければならない、代理人を選任しなければならない。 (特許法規則 103、101)
	⑦出願言語	英語。その他言語にて出願した場合、翻訳文を2月以内に提出しなければならない。 (特許法規則 12)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与の公告の日から効力が発生し、出願日から20年間。(特許法第25条(1)) なお、英国においては特許期間延長として利用できるものとして、医薬品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.1768/92、及び植物保護製品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.1610/96があり、最長5年間延長年間延長することができる。
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第2条(2))
	⑩グレースピリット	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 出願人又はその適法な承継人との関係において明白な濫用により、又はその結果による発明の開示。 (2) 公の又は公認の博覧会における発明者による発明の展示による開示。 (特許法第2条(4))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論又は数学的方法 (2) 文学作品、劇作品、音楽作品もしくは芸術作品又はその他芸術的創作品 (3) 公開又は利用によって不快、非道徳的又は反社会的行為を招くと一般に予想される発明。 (4) 動物又は植物品種 (5) 知的活動を行う方法又は法則 (6) ゲームを行う方法又は規則 (7) 事業を行う方法又は枠組み (8) 技術的効果を生まないコンピュータ・プログラム (9) 情報の提示 (10) 自然の法則に反して作用する装置(例:永久機関) (11) 産業上利用できない発明 (12) 人体又は動物の体に関する診断方法又は治療方法。但し、同方法をに使用する物質及び組成物は特許可能である。 (特許法第1条(2)、(3)、第4A条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。出願公開日から6月以内に所定の手続きが行われた後に実体審査が行われる。 ※実体審査請求に加え、サーチ請求制度がある(備考欄参照)。 (特許法第18条、特許法規則 28)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願公開日から6月。 (特許法第18条) ※実体審査請求に加え、サーチ請求制度がある(備考欄参照)。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。サーチ、公開、審査及び特許付与の決定を早めるべき理由、例えば有望なメーカーとのライセンス契約調印準備中で、その発明を既に製作にかかっている等、その理由を説明できる場合は、上記の手続きを早めることができる。 (注)通常、サーチと審査は別々に行われるが、優先審査の場合は、サーチ期間内に要求が出されてから5月以内に、サーチと審査は一緒に行われる。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日が与えられ、方式要件に係る予備審査と調査が終了していることを前提に、出願日(又は優先日)から18月後に公開される。 (特許法第16条(1)、特許法規則 26)
	⑯異議申立制度の有無	無。制度としてはないが、出願の公開に対して書面により意見を述べるすることができる(特許法第21条)。

①国名	United Kingdom of Great Britain (and North Ireland) (UK) (グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)																																																	
⑰無効審判制度の有無	有。特許の無効は、裁判所又は特許庁長官に申立てることができる。 (特許法第72条(1))																																																	
⑱実施義務	有。特許付与の日から3年又は所定の期間の満了後は実施権設定の請求を行うことができる。 (特許法第48条(1))																																																	
⑲費用 単位 £ (ポンド)	※ 2018年4月6日以降の料金 <table border="1" data-bbox="544 416 1177 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈電子出願〉</th> <th>〈紙出願〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願料</td> <td>60 £</td> <td>90 £</td> </tr> <tr> <td>調査請求料</td> <td>150 £</td> <td>180 £</td> </tr> <tr> <td>審査請求料(実体審査)</td> <td>100 £</td> <td>130 £</td> </tr> </tbody> </table> [特許権の維持に掛かる費用] 年金 <table border="1" data-bbox="544 640 1437 835"> <tbody> <tr> <td>5年次</td> <td>70 £</td> <td>10年次</td> <td>170 £</td> <td>15年次</td> <td>360 £</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>90 £</td> <td>11年次</td> <td>190 £</td> <td>16年次</td> <td>420 £</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>110 £</td> <td>12年次</td> <td>220 £</td> <td>17年次</td> <td>470 £</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>130 £</td> <td>13年次</td> <td>260 £</td> <td>18年次</td> <td>520 £</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>150 £</td> <td>14年次</td> <td>300 £</td> <td>19年次</td> <td>570 £</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20年次</td> <td>610 £</td> </tr> </tbody> </table>			〈電子出願〉	〈紙出願〉	出願料	60 £	90 £	調査請求料	150 £	180 £	審査請求料(実体審査)	100 £	130 £	5年次	70 £	10年次	170 £	15年次	360 £	6年次	90 £	11年次	190 £	16年次	420 £	7年次	110 £	12年次	220 £	17年次	470 £	8年次	130 £	13年次	260 £	18年次	520 £	9年次	150 £	14年次	300 £	19年次	570 £					20年次	610 £
	〈電子出願〉	〈紙出願〉																																																
出願料	60 £	90 £																																																
調査請求料	150 £	180 £																																																
審査請求料(実体審査)	100 £	130 £																																																
5年次	70 £	10年次	170 £	15年次	360 £																																													
6年次	90 £	11年次	190 £	16年次	420 £																																													
7年次	110 £	12年次	220 £	17年次	470 £																																													
8年次	130 £	13年次	260 £	18年次	520 £																																													
9年次	150 £	14年次	300 £	19年次	570 £																																													
				20年次	610 £																																													
⑳料金減免措置の有無	有。以下の場合に減免される。 1. 第15条(9)にいう新たな特許出願が行われ、先の出願に関連して出願人が新たな出願において説明される発明についての調査手数料を既に納付している場合。 2. 何人かが法律又は本規則に従って何事かをなすことを長官又は審査官に請求し、かつその事項がなされる前に請求が取り下げられた場合。 3. 第74A条に基づく見解を求める請求を拒絶した場合。 4. 補充的保護証明書が失効するか又は無効を宣言される場合。 (特許法第122条(2)、特許法規則106)																																																	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。国際的な特許サーチが既に完了しているようなPCT出願から国内フェーズに入る特許出願に関するサーチ費用: (1) 2005年1月1日以後出願(様式9A/77): 80.00£ (20.00£減免) (2) 2005年1月1日以前出願(様式9/77): 100.00£ (30.00£減免)																																																	
備考	サーチ請求制度: 出願日若しくは優先日から12月以内に「調査の請求」を行う制度。これは必須で、請求がない場合は、その出願は取下げられたものとみなされる。調査後、先行技術文献が列挙された「調査報告」が出願人に送付される。 (特許法17条、特許法規則28A)																																																	

①国名	United Kingdom of Great Britain (and North Ireland) (UK) (グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2021年1月1日公布
	③地理的効力の範囲	英国国内及びマン島
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤出願人資格	創作者及び継承人(自然人、法人) (意匠法第2条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。英国に非居住の出願人は、連合王国、他の欧州経済地域加盟国又はチャンネル諸島に送達宛先を定めなければならない、代理人を選任しなければならない。 (意匠法規則 42、36)
	⑦出願言語	英語。 (意匠法規則 7(6))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日(意匠が登録される時は、それに係る出願が行われた出願日が登録日となる)から5年。当該権利の存続期間は、各5年からなる期間を4回延長することができる(最長25年)。 (意匠法第8条(1)、(2)、第3C条)
	⑨新規性の判断基準	共同体内公知、共同体内刊行物 (意匠法第1B条(5)、(6))
	⑩グレースピリオド	有。意匠が公衆に利用できるようになった日から12月。 (意匠法第1B条(6)(c)、(d)、(e))
	⑪不登録対象	(1) 既に公開されているものと全く同じであるか、もしくは類似している意匠の創作 (2) 複合製品の構成部品で、通常の使い方では目に見えない意匠(例:自動車予備部品であるモーター)の創作 (3) 専ら技術的な機能によって決められているために、設計の自由が利かない意匠の創作 (4) 公序良俗に反するおそれのある意匠の創作 (5) 意匠という用語の法的な意味の中で意匠であると分類されない意匠の創作 (6) 記章であると認識される意匠の創作 (意匠法第1B条(8)、同第1C条、同第1D条)
	⑫実体審査の有無	無。 (意匠法第3条(1)~(3)、第3A条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。意匠は、物品全体又はその一部(部分)に適用され、この部分自体は物品の残りの部分と一体になっており、別個に製造され、又は販売されるものであってはならない。この部分意匠に関する判例は未だない。(意匠法第1条(3))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第1条、第260条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(英国は、ロカルノ協定の加盟国。)
	⑲出願公開制度の有無	無。ただし、意匠が登録されたときは、速やかに当該意匠の表示を公報に公告する。 (意匠法規則 11)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、意匠の無効を請求することができる。 (意匠法第11ZB条)
	㉓登録表示義務	無。強制されないが強く推奨される。

①国名	United Kingdom of Great Britain (and North Ireland) (UK) (グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2010年1月1日(命令書2009/3250)にて改正)
	③地理的効力の範囲	英国内及びマン島
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (商標法第1条、第49条、第50条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、立体商標、記号商標、結合商標、色彩商標、音響商標、芳香商標、動きの商標、位置商標、においの商標、触感商標、味覚商標、トレードドレス (商標法第1条)
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第5条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。英国に非居住の出願人は、連合王国、他の欧州経済地域加盟国又はチャンネル諸島に送達先を定めなければならない、代理人を選任しなければならない。 (商標法規則 11、60)
	⑪出願言語	英語。 (商標法規則82)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日(登録になると、出願日が登録日とみなされる(商標法40条))から10年。 10年毎に更新できる。(商標法第42条) なお、英国においては特許期間延長として利用できるものとして、医薬品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.1768/92、及び植物保護製品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.1610/96があり、最長5年間延長年間延長することができる。
	⑬グレースピリット	無。
	⑭不登録対象	(1)商標の要件を満たさない標章 (2)識別性を欠いている標章 (3)商品もしくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期若しくは提供時期又は商品もしくはサービスその他の特徴を表すために取引上役立つことができる標章、又は表示のみからなる標章 (4)取引上の通用語においてもしくは公正なかつ確立した商習慣において常用されるようになっている標章又は表示のみからなる標章 (5)商品自体の性質に由来する形状、技術的成果を達成するために必要とされる商品の形状、商品に実質的価値を与える形状のみからなる標章 (6)公序良俗に反する標章 (7)公衆を欺瞞する(例えば商品又はサービスの性質、質又は原産地について)ような性質である標章 (8)商標の使用が連合王国において制定法もしくは法により又は共同体法の規定により禁止されている標章 (9)王室紋章、王室紋章の主要な紋地の何れか、又は王室紋章若しくは前記紋地と誤認するおそれがある程度にこれらに酷似する記章又は図案、王冠又は王室の旗章の何れかを表現したもの、女王陛下もしくは王室の一員の何れかを表現したもの又はこれらのもっともらしい模倣、出願人が王室の後援又は許可を受けているものと人々に信じさせるおそれのある語、文字又は図案からなるものを含む標章 (10)連合王国の国旗(ユニオンジャック)、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド又はマン島の旗章規則において、適用される旗章を表現する標章 (11)条約国の国の記章及び国際機関の記章からなる標章 (12)政府が付与した紋章について権限を有する者の紋章、この紋章と誤認するおそれがある程度に当該紋章に酷似する記章からなる標章 (13)1995年オリンピック・シンボル等(保護法)にいう管理された表現からなる又はかかる表現を含む標章 (商標法第3条、第4条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。商標が、条約国の国民、及び条約国内に居住している又は真正かつ現実の工業上若しくは商業上の営業所を有している者の商標として、連合王国内において広く認識されている場合には、周知商標として保護され(商標法第56条)

①国名	United Kingdom of Great Britain (and North Ireland) (UK) (グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国)									
⑰一出願多区分制度の有無	有									
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査及び絶対的、相対的な拒絶理由の審査が行われる。 (商標法第37条)									
⑲審査請求制度の有無	無。									
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。(商標法規則5、同15) (注) 優先審査制度・早期審査制度ではないが、「早期支援サービス(Right Start)」が2009年10月1日から導入された。これは、出願人が出願料の半額を支払い、その後、送付される審査結果を見た上で審査を継続すると判断した場合に、出願料の残りの半額を支払うことができるようにしたものである。									
㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録出願が受理されると、公報(電子商標ジャーナル、週刊)により公告(公開)される。 (商標法第38条(1))									
㉒異議申立制度の有無	有。何人も、電子商標ジャーナルによる登録出願の公告日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第38条(2)、商標法規則13)									
㉓無効審判制度の有無	有。 (商標法第47条(1)、(2))									
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年間の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第46条(1))									
㉕商標分類	国際分類(二ス分類/第10版)を採用している。									
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)									
㉗譲渡要件	有。 (商標法第24条(1)、(2))									
㉘費用 単位 £ (ポンド)	[出願から登録までに掛かる費用]									
	<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td><電子出願></td> <td><電子出願によらない出願></td> </tr> <tr> <td>出願料</td> <td>170 £(1区分)</td> <td>200 £(1区分)</td> </tr> <tr> <td>区分が複数のときの追加料金</td> <td>50 £(1超の各区分につき)</td> <td></td> </tr> </table>		<電子出願>	<電子出願によらない出願>	出願料	170 £(1区分)	200 £(1区分)	区分が複数のときの追加料金	50 £(1超の各区分につき)	
		<電子出願>	<電子出願によらない出願>							
	出願料	170 £(1区分)	200 £(1区分)							
区分が複数のときの追加料金	50 £(1超の各区分につき)									
[商標権の維持に掛かる費用]										
<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>200 £(1区分)</td> </tr> <tr> <td>区分が複数のときの追加料金</td> <td>50 £(1超の各区分につき)</td> </tr> </table>	存続期間更新料	200 £(1区分)	区分が複数のときの追加料金	50 £(1超の各区分につき)						
存続期間更新料	200 £(1区分)									
区分が複数のときの追加料金	50 £(1超の各区分につき)									
㉙料金減免措置の有無	無。									